

政治資金監査の質の向上について

～令和元年度分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について～

1. 個別の指導・助言の実施等

- ・令和元年度第3回委員会(令和元年12月19日開催)において、令和元年度分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象として、個別の指導・助言の取組を継続して実施することを決定し、同委員会の開催後、都道府県選管等に協力を依頼した。
- ・令和元年度分の取組に係る都道府県選管等からの報告期限については、令和2年12月4日(金)としているところ。
- ・令和2年12月以後、対象となる登録政治資金監査人に対して個別に指導・助言文書を送付するとともに、準備が整い次第実施することとしているリモート研修の受講を呼びかけることとする。

2. 個別の指導・助言の要否等

(1) 確認項目に関するもの

すべて個別の指導・助言の対象とする。

(2) 確認項目以外に関するもの

委員会において個別に対応を判断する。その結果、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、個別の指導・助言の対象とする。

例えば、都道府県選管の最初の受付時において、収支報告書と領収書等の写しとで金額の不整合があったという報告を受けた場合には、原則として個別の指導・助言の対象とする。

3. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

取組の結果については、これまでと同様、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、委員会ホームページでの周知に加え、次のような方法により関係者に対して周知を図ることとする。

(1) 登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対する取組結果等の周知文書の送付。

- (2) 関係士業団体に対する周知
会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼。
- (3) 都道府県選管に対する周知
個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等。
- (4) フォローアップ研修における対応
主な逸脱事例等について、令和3年度のフォローアップ研修テキストで取り上げ、研修参加者に重点的に説明。

政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

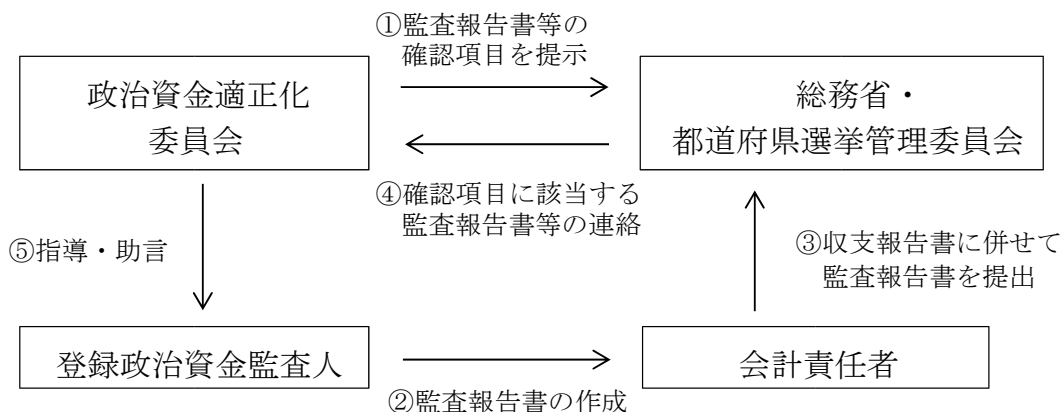
1. 経緯

政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）では、政治資金監査の質の確保を図るための取組の一つとして、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対して指導・助言の取組を実施している。

2. 個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うもの。

<登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）>



（1）取組の目的

- 政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげる。
- 登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。
- 将来的に、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務の効率化につながることも期待。

（2）個別の指導・助言の手法等

- 報告事例1件ごとに委員会で指導・助言の可否を審議・決定。
- 対象となった登録政治資金監査人に対して文書を送付。

(3) 確認項目と報告を求める範囲、個別の指導・助言の対象事項

	都道府県選管等に報告を求める範囲	指導・助言の対象
<p>確認項目 (該当したら必ず報告することを都道府県選管等に求めたもの)</p>	<p>ア 政治資金監査報告書の基本的な構成に係るもの</p> <p>形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったもの</p> <hr/> <p>イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの</p> <p>最初の受付時点で該当するもの</p>	<p><u>平成26年分</u>から</p> <p>該当するものは全て対象とした。</p>
<p>確認項目以外 (任意報告)</p>	<p>ウ 個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考えるもの</p>	<p><u>平成27年</u>分</p> <p>委員会において個別に対応を判断。</p> <p>【対象とした例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額とで不整合があった。 ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった。（領収書等の写しの「年」の記載誤り） ・同一の登録政治資金監査人について、2か年連続で同一又は異なる事例の報告があった。 ・同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。 など

3. 個別の指導・助言の実施

平成26年分～30年分の取組における個別の指導・助言の実施件数

対象事例	政治資金監査報告書に係るもの		収支報告書に係るもの		計 (純計)	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数
平成26年分	0人	0件	17人	19件 (0.6%)	17人	19件 (0.6%)
平成27年分	3人	5件 (0.2%)	46人	56件 (2.0%)	48人	60件 (2.2%)
平成28年分	14人	30件 (1.1%)	38人	45件 (1.6%)	46人	71件 (2.6%)
平成29年分	9人	10件 (0.4%)	40人	45件 (1.6%)	46人	52件 (1.9%)
平成30年分	4人	8件 (0.3%)	18人	21件 (0.8%)	21人	28件 (1.1%)

注1 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

2 比率については、次の算式により算出。

$$\left(\frac{\text{逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の収支報告書（定期分）の件数}} \right)$$

(平成26年分：2,969件、平成27年分：2,786件、平成28年分：2,734件、平成29年分：2,797件、平成30年分：2,621件)

3 「計（純計）」欄は、一人（一団体）で複数の項目について報告があった場合の重複を除外した数値。

- 平成26年分については、当委員会から示した「確認項目」に該当するもののみを個別の指導・助言の対象としたが、平成27年分の取組から、都道府県選管等より任意で報告のあったもの（「確認項目」以外）についても個別の指導・助言の対象とするなど、対象範囲を拡充している。
- 平成28年分から平成30年分までの取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、平成29年度から令和元年度までにそれぞれ実施した追加のフォローアップ研修への参加を呼びかけた。